

(令和 8 年 7 月改訂)

令和 7 ・ 8 年度

一般競争（指名競争）参加資格審査

申請書類作成要領（建設工事）

1 裁判所では、令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出要領（建設工事）に記載した方法により、審査事務を一元的に行うので、申請書類は、提出要領記載の提出場所のうち、いずれか 1 箇所に提出すれば足りる。

なお、インターネット方式による場合は、提出要領記載のインターネット受付専用ホームページにより、「建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]（令和 7・8 年度版）」を参照のこと。

2 申請書類の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」（様式第 3）については申請日現在）とする。

3 申請書類に用いる文字は J I S 第一水準・第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えること。

4 申請書（様式第 1）の作成方法

(1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。

また、「08 法人番号」及び「16 電子入札用 I C カードの登録番号」欄は、記載を要しない。

(2) 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1 又は 2）に○印を付す。

なお、（1 新規）とは、裁判所に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（令和 5・6 年度）の申請をおこなっていない場合をいう。

(3) 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（8 桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記する。

(4) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

(5) 誓約文の下「令和 年 月 日」の箇所には、申請書類を提出する日付を記載する。

(6) 「09 本社（店）住所」から「17 メールアドレス」までの各欄は、次により記載する。

ア フリガナの欄は、カタカナで記載すること。

なお、「09 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「10 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないこと。

イ 「09 本社（店）住所」欄での丁目及び番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。

（例）

チヨダクハヤブサチヨウ

東京都千代田区隼町 4－2

ウ 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	一般財団法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(一財)
種類	一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人		特例社団法人	

略号	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)
----	------	------	------	------	------

(例)

チヨダケンセツ

(株) 千代田建設

エ 「11 代表者氏名」欄、「12 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字分空けること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

チヨダ タロウ

千代田 太郎

オ 「13 本社（店）電話番号」欄、「14 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「15 本社（店）FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

(例)

03－3264－8111

カ 「17 メールアドレス」欄については、裁判所からの連絡に対応できるアドレスを記載すること。

なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

キ 「18 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。

(7) 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1、2、3のいずれか）に○印を付するとともに、[] 内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(8) 「20 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間のうち、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1年未満切り捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切捨て）を記載する。

(9) 「21 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載する。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総職員数の合計人数を、官公需適格組合で総合点数

の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の合計人数を記載する。

- (10) 「22 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載する。
- (11) 「23 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にレ点を入れる。

5 添付書類の作成方法

(1) 業態調査（様式第 2）

ア 「年間平均完成工事高」の各欄については、次により記載する。

※ 総合評定値が付与された工種に限る

(ア) 裁判所が設定した工事種別に対応した競争参加資格希望工種について記載する。

(イ) 「年間平均完成工事高」欄には競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。

なお、「年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

(ウ) 個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

(エ) 共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載する。

イ「都道府県別受注希望地域」欄には、競争参加資格希望工種ごとに、受注を希望する地域に本社（本店）又は支店等がある場合で競争参加を希望する地域には「○」を、本社（本店）又は支店等がない場合で競争参加を希望する地域には「×」を記載し、その他は空欄とする。

(2) 営業所一覧表（様式第 3）

申請日現在で作成するとともに、様式末尾の記載要領に従って記載すること。

「建設業許可業種」（上段）欄においては、各営業所ごとに保有する建設業許可業種に○印を付すこと。

なお、建設業許可工事種別の略号は、下表のとおりとする。

略号	建設業許可工事種別	略号	建設業許可工事種別	略号	建設業許可工事種別
土	土木一式	鋼	鋼構造物	絶	熱絶縁
建	建築一式	筋	鉄筋	通	電気通信
大	大工	舗	舗装	園	造園
左	左官	しゅ	しゅんせつ	井	さく井
と	とび・土工・コンクリート	板	板金	具	建具
石	石	ガ	ガラス	水	水道施設
屋	屋根	塗	塗装	消	消防施設
電	電気	防	防水	清	清掃施設
管	管	内	内装仕上	解	解体
タ	タイル・れんが・ブロック	機	機械器具設置		

また、申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県名コードについては、下表のとおりとする。

都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名	都道府県名
00 全国	08 茨城県	16 富山県	24 三重県	32 島根県	40 福岡県
01 北海道	09 栃木県	17 石川県	25 滋賀県	33 岡山県	41 佐賀県
02 青森県	10 群馬県	18 福井県	26 京都府	34 広島県	42 長崎県
03 岩手県	11 埼玉県	19 山梨県	27 大阪府	35 山口県	43 熊本県
04 宮城県	12 千葉県	20 長野県	28 兵庫県	36 徳島県	44 大分県
05 秋田県	13 東京都	21 岐阜県	29 奈良県	37 香川県	45 宮崎県
06 山形県	14 神奈川県	22 静岡県	30 和歌山県	38 愛媛県	46 鹿児島県
07 福島県	15 新潟県	23 愛知県	31 鳥取県	39 高知県	47 沖縄県

また、営業所の所在地が北海道の場合において、それぞれの総合振興局又は振興局の所管区域の別は、別添「北海道行政区画対応表」のとおりとする。

(3) 総合評定値通知書の写し

4 (3)に示した通知書の写しをいう（(6)参照）。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出する。

注1 定期受付においては、令和5年6月16日より後を審査基準日とするもので、かつ、令和5年6月16日より後を審査基準日とするものが複数ある場合は、そのうち最新のもの。随時受付においては、申請をする日の1年7月前の日より後のものに限る。

注2 能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するもの）について、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間における適用については、「令和5年6月16日より後」及び「申請日の1年7月前の日より後」とあるのは、「令和4年10月29日以降」とする。

(4) 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書で、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）若しくは（その3の3）をいう（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のものに限る。（6）参照）。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及	○	○

	び地方消費税)のないことの証明書		
--	------------------	--	--

注1 できる限り「◎」のついた証明書を提出すること。

注2 「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができない。

注3 納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

注4 納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出すること。

(5) 共同企業体等調書（様式第4の1及び2）

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、官公需適格組合にあっては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合には、共同企業体等調書（その1）を作成し、これを超える事業者からなる場合には、共同企業体等調書（その1）及び共同企業体等調書（その2）を作成して提出する。

各欄については、次により記載する。

ア 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあっては構成員ごとに、官公需適格組合にあっては組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、基幹、2級及びその他の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記し、その合計数値を「⑥ or 計」欄又は「計」欄に記載する。

イ 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている金額を下段にそれぞれ上記アの区分により転記し、その合計金額を「⑥ or 計」欄又は「計」欄に記載する。

ウ 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を上記アの区分により転記し、その合計点数を「⑥ or 計」欄又は「計」欄に記載する。

エ 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を上記アの区分により転記し、その合計点数を「⑥ or 計」欄又は「計」欄に記載する。

(6) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法によりほぼ原寸大で、かつ、鮮明に複写したものに限り、写しにより提出して差し支えない。

(7) 委任状（様式第5）

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。

6 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「09 本社（店）住所」欄については、本社（本店）の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

(2) 申請書の「10 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。

(3) 納税証明書については、証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。

- (4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

7 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。

8 資格決定通知後に登録内容に変更があった場合の届出

次の(1)の届出事項に変更があった場合には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式第 6）を、(2)の添付書類（写しによる提出可）と併せて、郵送又は持参により提出する。郵送により提出した場合で、受領確認のため受付日付印が押された写しの返送を希望する場合は、その旨を付記した変更届の写し及び返送用封筒（所要の切手を貼付する。）を同封すること。（別紙変更事項一覧表を参照）

(1) 届出事項

- ア 本社（店）住所
- イ 商号又は名称
- ウ 電話又は F A X 番号
- エ 法人であるときはその代表者の氏名、個人であるときはその者の氏名（氏名については必ずフリガナを付すこと。）
- オ 建設業許可番号（ただし、一般建設業又は特定建設業の区分の変更及び年度の更新があった場合の届出は不要）
- カ 営業所の名称、所在地、電話又は F A X 番号
- キ 競争参加を希望する地域
- ク 許可・登録等の状況
 - (ア) 法人の消滅、解散又は廃業
 - (イ) 個人の死亡又は廃業
 - (ウ) 許可を受けた建設業の一部廃業

(2) 添付書類

- ア 法人の本社（店）住所、商号又は名称及び代表者に係る変更の場合は、登記事項証明書写し
- イ 個人の住所及び氏名に係る変更の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）写し
- ウ 建設業許可番号の変更の場合は、建設業許可の通知の写し
- エ 営業所の名称、所在地に係る変更の場合は、建設業許可部局に提出した届及び受理を証明する書類写し及び新たに作成した営業所一覧表（様式第 3）
- オ 競争参加を希望する地域に係る変更の場合は、新たに作成した業態調書（様式第 2）
- カ 許可・登録等の状況に係る変更の場合は、許可・登録等の証明書の写し

(3) 提出先

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出要領（建設工事）」別紙「提出場所一覧表」のとおり

※ インターネット方式による申請を行った場合は、「全国での受注を希望する者又は上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者」の区分として、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係に提出する。

9 新たに工種を追加する場合の手続

新たに工種の追加をする場合は、再度資格審査を行う必要があるため、新規登録と同じ申請手続を要する。その場合には、本要領「4 申請書（様式第1）の作成方法」以下の記載に従って、各書類を作成の上、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係に送付する。

(別紙)

変 更 事 項 一 覧 表

	変 更 事 項	添 付 書 類
①	住所	法人の場合は登記事項証明書 個人の場合は住民票又は戸籍謄本
②	商号又は名称	
③	電話又はF A X 番号	不要
④	法人であるときはその代表者の氏名 個人であるときはその者の氏名	法人の場合は登記事項証明書 個人の場合は住民票又は戸籍謄本
⑤	建設業許可番号 (ただし、一般建設業又は特定建設業の区分の 変更及び年度の更新の場合は、変更届の提出は 不要。)	建設業許可の通知
⑥	営業所の名称、所在地、電話又はF A X 番号	建設業許可部局又は国土交通大臣に提出した届及び受理を証明する書類（届出を要しない変更の場合は不要） 変更部分に係る新たに作成した営業所一覧表
⑦	競争参加を希望する地域	変更部分に係る新たに作成した業態調書
⑧	法人の消滅、解散又は廃業	建設業許可部局又は国土交通大臣に提出した廃業届及び受理を証明する書類（届出を要しない変更の場合は不要）
	個人の死亡又は廃業	
	許可を受けた建設業の一部廃業	

※ 添付書類はいずれも写しでよい。

(別添)

北海道行政区画対応表

名称	所管区域	名称	所管区域	名称	所管区域
石狩 振興局	札幌市	空知 総合振興局	月形町	オホーツク 総合振興局	滝上町
	江別市		浦臼町		興部町
	千歳市		新十津川町		西興部村
	恵庭市		妹背牛町		雄武町
	北広島市		秩父別町		大空町
	石狩市		雨竜町	胆振 総合振興局	室蘭市
	当別町		北竜町		苫小牧市
	新篠津村		沼田町		登別市
渡島 総合振興局	函館市	上川 総合振興局	旭川市		伊達市
	北斗市		士別市		豊浦町
	松前町		名寄市		壮瞥町
	福島町		富良野市		白老町
	知内町		幌加内町		厚真町
	木古内町		鷹栖町		洞爺湖町
	七飯町		東神楽町		安平町
	鹿部町		当麻町		むかわ町
	森町		比布町	日高 振興局	日高町
	八雲町		愛別町		平取町
	長万部町		上川町		新冠町
檜山 振興局	江差町		東川町		浦河町
	上ノ国町		美瑛町		様似町
	厚沢部町		上富良野町		えりも町
	乙部町		中富良野町		新ひだか町
	奥尻町		南富良野町	十勝 総合振興局	帯広市
	今金町		占冠村		音更町
	せたな町		和寒町		士幌町
後志 総合振興局	小樽市		剣淵町		上士幌町
	島牧村		下川町		鹿追町
	寿都町		美深町		新得町
	黒松内町		音威子府村		清水町
	蘭越町		中川町		芽室町
	二セコ町	留萌 振興局	留萌市		中札内村
	真狩村		増毛町		更別村
	留寿都村		小平町		大樹町
	喜茂別町		苫前町		広尾町
	京極町		羽幌町		幕別町
	倶知安町		初山別村		池田町
	共和町		遠別町		豊頃町
	岩内町		天塩町		本別町
	泊村	宗谷 総合振興局	稚内市		足寄町
	神恵内村		幌延町		陸別町
	積丹町		猿払村		浦幌町
	古平町		浜頓別町	釧路 総合振興局	釧路市
	仁木町		中頓別町		釧路町
	余市町		枝幸町		厚岸町
	赤井川村		豊富町		浜中町
空知 総合振興局	夕張市		礼文町		標茶町
	岩見沢市		利尻町		弟子屈町
	美唄市		利尻富士町		鶴居村
	芦別市	オホーツク 総合振興局	北見市		白糠町
	赤平市		網走市	根室 振興局	根室市
	三笠市		紋別市		別海町
	滝川市		美幌町		中標津町
	砂川市		津別町		標津町
	歌志内市		斜里町		羅臼町
	深川市		清里町		
	南幌町		小清水町		
	奈井江町		訓子府町		
	上砂川町		置戸町		
	由仁町		佐呂間町		
	長沼町		遠軽町		
	栗山町		湧別町		